

エレベータ内広告設置仕様書 (案)

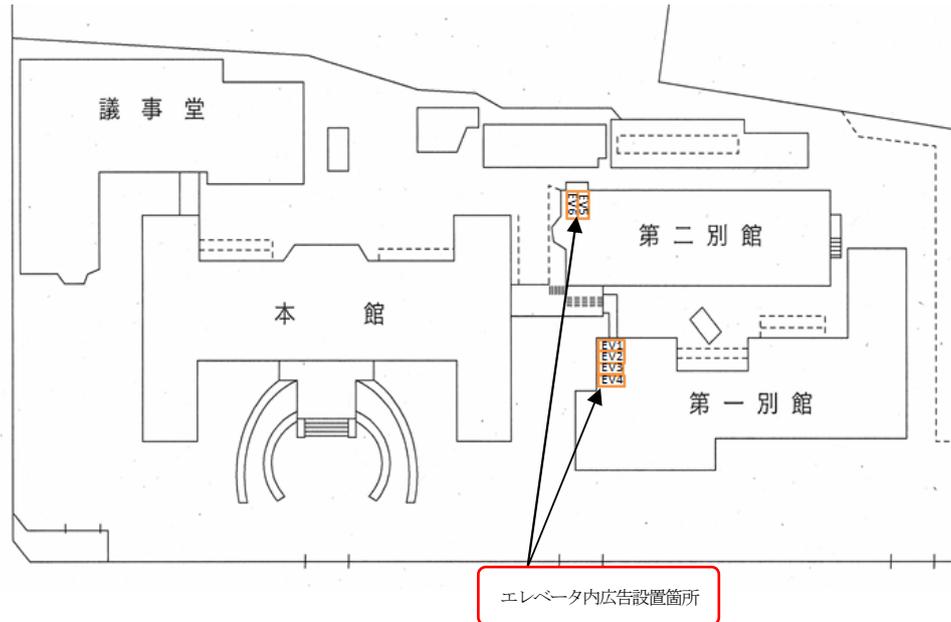
1 主な仕様等

(1) 広告の種類

エレベータ内広告の設置

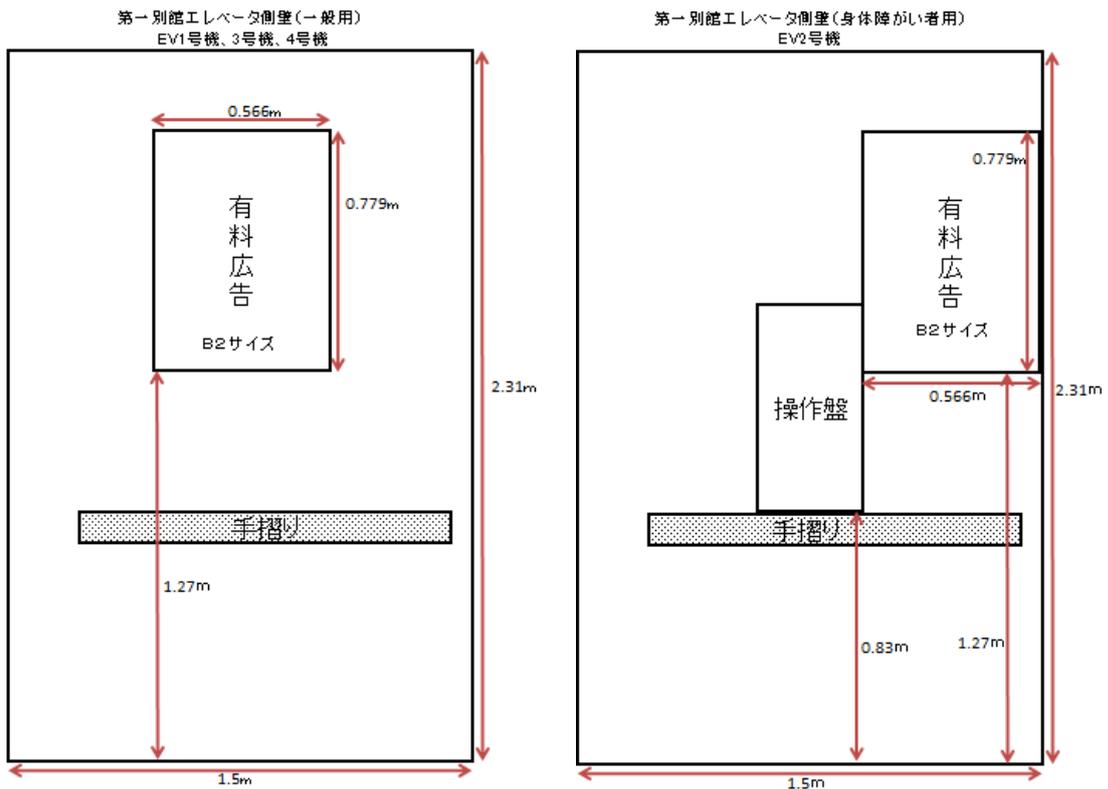
(2) 設置場所

庁舎内設置箇所

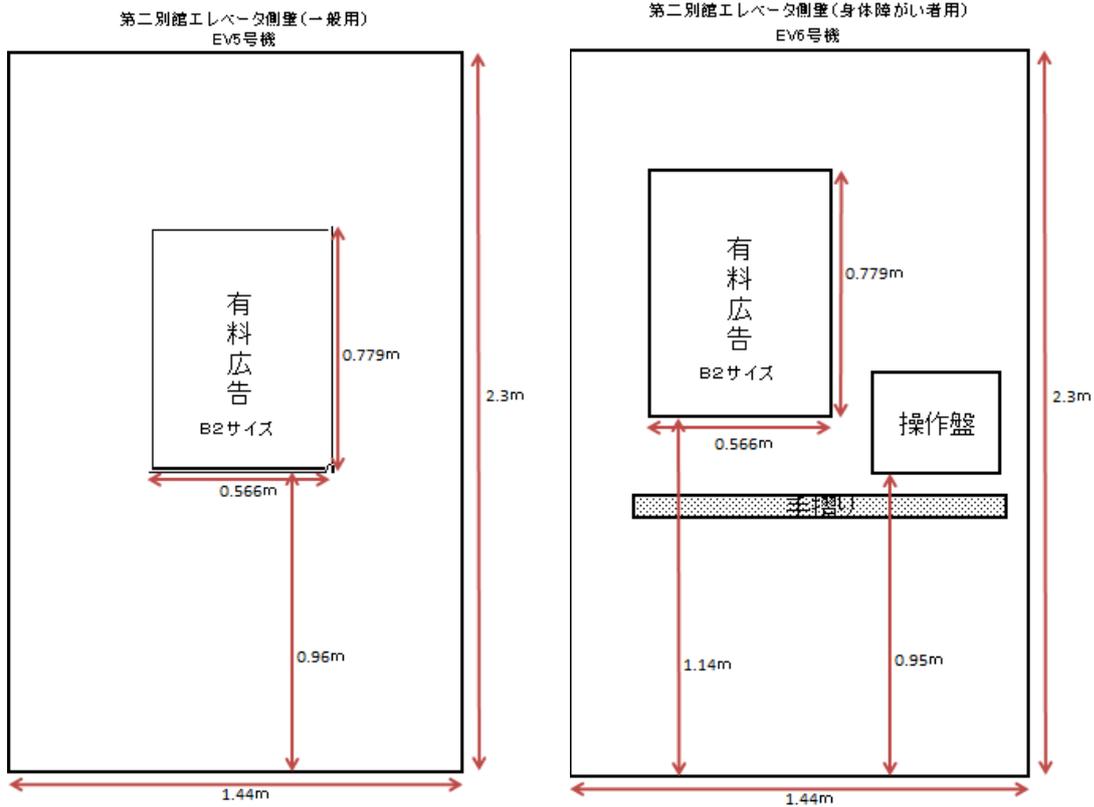


(3) 広告掲出面積

本庁舎第一別館のエレベータ内：EV1～4号機 計4箇所（1基1箇所）



本庁舎第二別館のエレベータ内：EV5号機、EV6号機 計2箇所（1基1箇所）



(4) 設置台数

6台

(5) 広告枠のサイズ等

B2版(最大) 縦728mm×横515mm

(6) エレベータの運行状況

うち2基(EV4号機及び5号機)については、節電対策のためエレベータを停止することがあります。また、全ての基について、点検等により停止することがあります。

(7) 留意事項

- ・ 広告枠の設置、撤去及び移転費は愛媛県が負担することとします。
- ・ 一般の方も頻繁に出入りするスペースであることに留意して、安全性が確保されるものであること。

2 エレベータ内広告設置期間

平成28年9月1日～平成30年3月31日

3 エレベータ内広告の設置等

- (1) ポスター類の掲出・補充・撤収は、広告取扱業者の責任において行うものとし、これに必要な経費は広告取扱業者の負担とする。
- (2) ポスター類の掲出に当たっては、総務管理課と協議のうえ、業務に支障が生じないように実施すること。